

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 基本理念の周知と協働体制の推進

第6期計画の推進にあたっては、市民・行政・事業者・NPO等、地域の関係者が、「ノーマライゼーション」の基本理念のもと、協働・連携する体制を整備する必要があります。

「箕面市福祉のまち総合条例」の理念に則り、すべての市民が一人の人間として尊重され、豊かに暮らすことのできる福祉のまちを築いていくために、市職員はもとより、地域社会を構成する市民、民間事業者、NPO及び市民ボランティア等に対し、基本理念の周知と浸透を図り、協働による社会基盤の整備・充実を進めます。

具体的には、箕面市の障害施策の基本理念である「ノーマライゼーション」及び「インクルージョン」について、学校教育・生涯学習等を含むあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、地域の行事等に、障害者がより一層参加しやすくなるよう、機会と環境の整備を進めるなど、「わけへだてのない共生のまちづくり」の理解促進と浸透を図ります。

また、障害者や家族による地域社会への発信等、自発的活動をより一層支援するための方策を検討します。

(2) 関係機関・団体との連携強化とネットワークの推進

第6期計画に基づく、障害施策全般の推進にあたっては、審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

(3) 庁内連携の推進

障害施策は、福祉分野のみならず、行政各分野に及んでいることから、関係部局の連携を強化し、障害施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

その際には、庁内における横断的組織である、箕面市人権行政推進本部会議等を活用し、行政各分野における「合理的配慮」の推進とあわせて、基本的な理念の周知と浸透、市職員の人権意識の向上を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の手法・体制

第6期計画の進行管理にあたっては、「市町村障害福祉計画」の策定に向けて示された国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえ、毎年度、その実績をとりまとめ、分析・評価の上、大阪府に報告するとともに、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

なお、分析・評価にあたっては、以下の機関において定期的な進捗状況報告を行い、意見交換・議論等により、障害当事者の実態や意見の反映に努めるとともに、計画実施状況における課題の把握等を行うこととします。

① 箕面市人権行政推進本部会議

実績のとりまとめにあたっては、庁内照会の上、同会議において、各分野における施策の実施状況と、さらなる計画推進のための方策について、理解の共有化を進めます。

② 箕面市自立支援協議会

実績の分析・評価にあたっては、同協議会において、相談支援事業者、関係機関・団体、就労系事業所等の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況における課題の把握を行います。

③ 箕面市障害者市民施策推進協議会

実績の分析・評価にあたっては、同協議会において、障害当事者・関係者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況における課題の把握を行います。

④ 箕面市保健医療福祉総合審議会

各協議会等の意見等を取りまとめた上で、同審議会において、学識経験者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画実施状況の分析・評価と、計画の見直しの必要性等について審議します。

⑤ その他実態・ニーズの把握

箕面市障害者市民施策推進協議会や箕面市支援連携協議会等を通じた日常的なネットワークを活かして、引き続き、障害当事者の実態・ニーズを把握し、計画の評価に反映するよう努めます。

あわせて、本市の「保健福祉苦情解決システム」を活用することにより、障害福祉サービスの質の向上・確保に努めます。